

エクスプレス予約サービス (J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約

第 1 章 総則

第 1 条 (総則)

1. 本特約は、「J-WEST カード会員規約」(以下「カード会員規約」といいます。)で定める会員のうち「J-WEST カード(エクスプレス)」(以下「J-WESTカード」といいます。)に入会を認められた会員(以下「J-WEST 会員」といいます。)に対して、西日本旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)、東海旅客鉄道株式会社(以下「JR 東海」といいます。))及び九州旅客鉄道株式会社(以下「JR 九州」といいます。))が共同で提供するエクスプレス予約サービス(以下「本サービス」といいます。))及び当社と本サービスの販売等に係る契約を締結した旅行会社(以下「旅行会社」といいます。))が販売する会員専用の商品(以下「旅行商品」とし、「旅行会社」と「旅行商品」を称して「旅行商品等」といいます。また、「本サービス」と「旅行商品等」を総称して「本サービス等」という。)を利用したすべてのサービスの取扱いについて定めており、J-WEST 会員は本特約を承認し遵守することとします。
2. 本特約は、WESTER 会員規約(以下「会員規約」といいます。))及び「カード会員規約」の特約とし、会員規約及びカード会員規約と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。
3. カード会員規約に定める J-WEST 会員は、エクスプレス予約サービスの利用のための登録手続きに際してインターネットの申込サイト上に表示される特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなされます(以下、本特約を承諾しているものとみなされた J-WEST 会員を単に「会員」といいます。))。
4. 第2条第1項第 12 号に定める包括旅行用EX運送契約に係る内容に関して、本特約に定めのない事項については、会員が購入した当該包括旅行用EX運送契約を旅程の一部に含む募集型企画旅行契約(以下「EX旅行契約」といいます。))に係る取引条件によります。また、当該の取引条件と本特約との間で重複または競合する内容については、当該の取引条件が優先するものとします。

第2条 (用語の定義)

1. 本特約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
 - (1)「EX-IC カード」とは、当社が会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するエクスプレス予約サービス専用の IC カードをいい、デザインや仕様等はエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)等で案内するものとします。
※ただし当社は、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)上で定める日以降に会員資格を有した会員については、EX-IC カードを貸与しません。
 - (2)「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カード固有の番号をいいます。
 - (3)「交通系 IC カード」とは、エクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)等に掲載する IC カード乗車券等をいいます。
 - (4)「当社指定路線」とは、第5条で定めるエクスプレス予約サービス当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)上により締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
 - (5)「決済用クレジットカード」とは、クレジットカード会社及び当社が別に定めるクレジットカードのうち、会員が、JR 西日本エクスプレス予約サービスの利用代金等の決済手段として指定するクレジットカードをいいます。
 - (6)「決済用クレジットカード発行会社」とは、決済用クレジットカードを発行するクレジットカード会社をいいます。
 - (7)「会員情報」とは、決済用クレジットカード発行会社から当社に提供される情報及び会員が会員登録の際に登録した事項(修正登録した事項を含みます。)をいいます。
 - (8)「EX運送契約」とは、当社が別に定める「EXサービス運送約款」により締結する特別な旅客運送契約をいいます。
 - (9)「利用者」とは、会員が締結したEX運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者をいいます。

- (10)「EX旅行契約」とは、「旅行会社」が、EXサービス会員を対象として造成する、EX サービスを活用した募集型企画旅行をいいます。
- (11)「包括旅行用EX運送契約」とは、EX旅行契約の一部として、当社とEXサービス会員がEXサービスにより締結する、個別の運賃等(払戻額含む)を明示しないEX運送契約をいいます。
- (12)「QRチケット」とは、当社指定路線の駅における入出場に使用するものとして、包括旅行用EX運送契約を締結した会員に対して当社が付与する QR コードをいいます。
- ※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2.本特約に定めのない用語の定義については「カード会員規約」に定めるところによるものとします。

第3条(本特約の変更)

当社は、民法548条の4の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則及び特約等を新たに定めることを含みます。)またはその付則及び特約等を変更することができるものとします。この場合、当該改定等の効力が生じる日を定めた上で、本規約に定める方法による通知を行います。ただし、改定が専ら会員の利益となるものである場合、会員への影響が軽微であると認められる場合またはその他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、エクスプレス予約ホームページ(<https://expy.jp/>)等で公表するのみとし、上記通知は行わないものとします。

第4条 (会員資格、会員登録)

1. 会員は本特約を承認し、本サービス等を利用しようとする場合、当社が会員を識別するために会員ごとに付与した会員 ID 番号の入力その他の当社が定める本サービス等利用のための登録手続(以下「登録手続」といいます。)を行うものとします。登録手続においては、当社が要求する情報全てを正確に登録しなければなりません。
2. 当社は、会員が以下の項目に該当する場合、本サービス等利用のための登録を認めないことがあります。
 - (1)前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含みます。)がある場合。
 - (2)登録手続が正しく完了しなかった場合。
 - (3)会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人の何れかであり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合。
 - (4)利用希望者が、過去において本規約または本規約の特約に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止または取消を受けている場合
 - (5)会員が、過去において本サービス、当社、JR 東海及び JR 九州の三社が別に提供する「スマートEXサービス」(以下「スマートEX」といいます。)または「LINE から EX」で会員資格の停止または取消を受けている場合。
 - (6)旅行会社から、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)第7条第3項及び第5項から第7項に定める何れかの理由または旅行業約款(手配旅行契約の部)第6条第2項から第4項に定める何れかの理由により、旅行契約の締結の拒否の措置を受けている場合。
 - (7)会員が、本規約(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)の内容の全部もしくは一部を承認できない場合。
 - (8)その他、会員が本サービス等を利用することを、当社が不相当と判断する場合。
3. 第2項の会員登録に対して当社が承認をした場合、利用希望者は会員としての資格(以下「会員資格」といいます。)を有することになります。また当社は、申込サイト上への表示、会員が登録した電子メールアドレス(以下「電子メールアドレス」といいます。)に対する当社からの電子メールの送信またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。
4. 会員は、原則として当社の本サービス等の提供中は、本サービス等を利用できますが、以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく直ちに、本サービス等利用を停止させまたは登録を取り消すことがあります。
 - (1)会員が本特約(これに付随する特約等を含みます。)に違反した場合。
 - (2)第 1 項による登録及び次条により修正されたお客様情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏

れ等を含みます。)があった場合。

(3) 当社とのカード会員規約が失効した場合または会員が J-WEST 会員でなくなった場合。

(4) 会員が登録した電子メールアドレスまたは連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合。

(5) 会員が本サービス等を利用して購入した運送契約を締結した内容を記載した証票（以下「乗車券類」といいます。）または旅行商品の一部もしくは全部を、直接的または間接的を問わず、営利目的で転売または換金行為を試みもしくは実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含みます。）。

(6) 会員がその一部または全部を自らは使用せず、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えて、本特約または本特約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類または旅行商品を購入した場合。

(7) 会員が、複数の WESTER ID (JR 東海または JR 九州が提供する会員 ID を含みます。以下同じ。)を持っている場合、「スマートEX」または「LINE から EX」の会員資格の停止または取消を受けている場合、過去に別の WESTER ID を持っていた場合または複数の WESTER ID の一部または全部において、前各号に記載した事項のいずれかに該当した場合。

(8) 第 4 条第 2 項第 6 号に定める旅行契約締結の拒否の措置を受けている会員である場合。

(9) その他、会員が本サービス等を利用することを当社が不適当と判断した場合。

5. 会員は、本サービス等の利用を停止することを希望する場合、当社が定める会員登録の初期化手続を行わなくてはなりません。この場合、会員の登録を取り消し、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は本サービス等の完了画面に表示することにより通知します。

6. 会員は、前項の規定にかかわらず、決済用クレジットカードをした場合であっても、第 14 条に定める乗車券類の受取をしていない運送契約であって、以下の項目に該当する場合は、カードを退会した日から起算して 1 箇年を経過するまでは本サービスを退会することができない場合があります。なお、本サービスを退会することができない状態において、前項に定める初期化手続を行った際、本サービス等の申込サイトにログインできなくなる場合があります。

(1) 運送契約の履行が完了していない場合。ただし、入場後、入場した日から起算して 1 箇年を経過した場合は除きます。

(2) 当社が別に定める「EX サービス運送約款」第 18 条第 3 項第 2 号の事由により運送契約の解除後、契約解除の日から起算して 1 日を経過していない場合。

(3) 「EX サービス運送約款」第 23 条から第 25 条に定める払いもどしが発生した場合において、乗車日から起算して 3 日を経過していない場合。

7. 会員が第 1 項に定める登録手続を行った後または会員が前項に定める会員登録の初期化手続を行った後、当社から手続完了の通知がない場合、会員は、別に定める「J-WEST カード エクスプレス予約サポートダイヤル」(以下「EX サポートダイヤル」といいます。)まで速やかに電話連絡するものとします。

8. 会員は、第 4 項または第 5 項により、登録の取り消しとなった後であっても、登録の取り消し時点以前に発生した本サービス等の利用に基づく債務の負担は、理由の如何を問わず免れません。

9. 会員が本サービス等を利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容(当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)に掲示しているサービス内容を含みます。)を除き、乗車区間に応じて、当社または当社指定路線を運営する他社の定める運送約款等の規程によるものとします。

第 2 章 エクスプレス予約サービス

第 5 条 (エクスプレス予約サービス)

1. 本サービスとは、会員規約第 4 条に定める「WESTER ID」(以下、「WESTER ID」といいます)を利用したサービスであり、インターネットによる申込により、EX 運送契約の締結、変更または解約等(以下「締結等」といいます。)をすることができるサービスをいいます。

2. 本サービスにより締結した EX 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員および利用者にとって不利になる場合があります。

第6条(EX 運送契約の内容)

EX 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EXサービス運送約款」または旅客営業規則によるものとし、当社指定路線を運営する他社(以下「他社」といいます。)路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第7条(利用環境、受付期間、受付時間)

- 1.本サービス等を利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP、エクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)または旅行会社 HP により周知するものとします。
- 2.本サービスにより EX 運送契約の締結等の申込を受け付ける期間、受付時間及び運賃等は、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)上で周知するものとします。
- 3.旅行商品等のEX旅行契約の締結等の申込を受け付ける期間、受付時間及び代金等は、旅行会社 HP 上で周知するものとします。

第8条(申込)

本サービス等において、会員は、WESTER ID 及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により会員の責任において、EX 運送契約の内容を確認したうえでインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができます。ただし、本サービス等において購入等ができる乗車券類の種類及び購入可能件数等は、当社が別に定めるところによるものとします。

第9条(申込及び決済の方法、契約の成立等)

1. 会員は、本サービスにより EX 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。また、旅行商品等によりEX旅行契約の締結等を申し込む場合、旅行商品等の申込サイト上にて旅行会社が別に定める操作を行うものとします。
2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示または会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込に対する当社からの回答の通知は、会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。
3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で EX 運送契約が成立するものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と合わせて「お預かり番号」の通知等を行います。
4. 第2項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスを管理するメールサーバー内のメールボックスに、内容が読み取り可能な状態で記録された時点をもって、当該通知が会員に到達したものとみなします。
5. 会員が電子メールアドレスの変更を怠った場合または登録情報の不備等会員の責に帰すべき事由により通知が到達しなかった場合、当社が登録されたアドレス宛に電子メールを発信したことをもって、当該通知に関連して生じた損害(通知の遅延または不着により会員が被った不利益)について、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. EX 運送契約の運賃等は、決済用クレジットカードによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより EX 運送契約を締結できる限度額は、当該決済用クレジットカード利用限度額による制限を受けます。また、EX 運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)上により周知するものとします。
7. 第3項の定めにより EX 運送契約が成立した時点において、EX 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。
8. 会員は、本サービスにより EX 運送契約の変更または解約等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
9. 前項の変更または解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更または解約等が成立するものとします。なお、包括旅行用EX運送契約の変更については当社から、EX旅行契約の解約については旅行会社から通知されます。また、変更または解約等の承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示または会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する

電子メールの送信により行います。なお、変更または解約等の承諾の通知が電子メールによって行われる場合については、第4項及び第5項の定めを適用します。

10. 前項により、第6項により決済したEX運送契約の運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに収受すべき不足金もしくは手数料が生じた場合、決済用クレジットカードにより精算することとします。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算する場合があります。

11. EX運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後のEX運送契約を改めて締結したのち、変更前の運賃等の払いもどしを行います。そのため、変更後のEX運送契約の締結可能額は会員の決済用クレジットカード利用可能額による制限を受ける場合があります。

12. 当社は、運行不能その他の事由により会員に対して返金を行う場合において、返金処理の誤り等により返金額に過不足が生じたとき、決済用クレジットカードに対し必要な精算処理を行うことがあります。特に、返金額が過剰となった場合または誤って返金した場合は、正当な返金額との差額または誤って返金した金額と同額を決済用クレジットカードに別途請求することがあります。したがって、本項に定める精算処理により、会員の決済用クレジットカード利用可能枠に影響を与える場合があります。

13. 会員は、本サービスによりEX運送契約の締結等の申込をした後、当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定めるEXサポートダイヤルまで速やかに連絡を行い、その指示に従うものとします。

14. EXサービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合のEX運送契約の成立時期は、第3項及び第9項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとします。この場合、EX運送契約の運賃等は、会員の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対するEX予約サービス(普通車自由席)の発売額とします。また、EX運送契約の運賃等の決済は、第7項の定めによらず、乗車日以降に決済用クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について会員の電子メールアドレスに電子メールを送信し、EX運送契約の通知を行うものとします。

15. 第1項から前項にかかわらず、包括旅行用EX運送契約の締結または解除は、会員が旅行会社との間でEX旅行契約の締結または解除を行った時点となります。EX旅行契約の締結及び解除等並びに包括旅行用EX運送契約の変更の方法及び通知等については、当該の取引条件または包括旅行用EX運送契約の申込サイトの定めによります。

第10条(契約の締結、変更後の取り扱い)

会員は、本サービス等により締結または変更したEX運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

2. 本サービス等により締結または変更したEX運送契約について、約定した内容を記載した証票(以下「乗車券類」といいます。)を当社において保管するものとします。ただし、以下の場合を除きます。

- (1) 乗車日を経過した場合
- (2) 第13条により入場した場合
- (3) 第14条により乗車券類を受け取った場合
- (4) EX運送契約が解約された場合

3. 前項により、当社において保管しているEX運送契約についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

第11条(発売開始日前のサービス)

1. EX運送契約は、一部列車の普通車自由席及び当社が別に定める商品を除き、乗車日の1年前の日から旅客営業規則に定める発売日(以下「発売開始日」といいます。)当日の7時30分までにおいて契約の締結等(以下「1年前予約」といいます。)を行うことができます。ただし、契約の締結時において約定した乗車日の運行計画が未確定の場合があります。また、当社は必要と認めた場合には1年前予約を停止することがあります。なお、発売開始日により、列車ごとの1年前予約申込の件数には限りがあります。

2. 会員が1年前予約の申込をした時点で会員がEX運送契約の締結を行ったものとし、かつ、会員と当社の間で運送契約の成立がなされたものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。

3. 当社は、会員が1年前予約を行った列車の発売開始日の8時を目途に順次、契約条件に則った列車

及び座席手配等の手続きを行い、第9条第2項に定める方法により手配の結果を通知します。また、当社は、運行計画に応じて、契約条件に則った列車手配等の手続きを行い、契約の締結時において約定した列車等に変更が生じた場合は、変更した結果を通知します。また、この場合の予約変更等の条件については、別に定めるものとします。

4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、手配の結果の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

5. 発売開始日当日中に当社から通知がない場合、会員は、「EX サポートダイヤル」に連絡を行い、その指示に従うものとします。

第12条（夜間の予約サービス）

1. EX 運送契約は、当社が別に定める商品を除き、当社が別に定める夜間の予約サービス時間帯において、契約の締結（以下「夜間予約」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間予約の停止をすることがあります。また、列車ごとの夜間予約申込の件数には限りがあります。

2. 夜間予約で成立した列車の座席については、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始以降順次、契約条件に則った列車及び座席手配等の手続きを行い、第9条第2項に定める方法により手配の結果を通知します。また、約定した列車等に変更が生じた場合の取り扱いについては、別に定めるものとします。

3. 第2項にかかわらず、当社は会員に対し、手配の結果の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

4. 会員は、夜間予約操作後の営業時間の開始以降に、当日中に当社から通知がない場合、会員は、「EX サポートダイヤル」に連絡を行い、その指示に従うものとします。

第13条（入出場）

1. 会員及び利用者は、EX運送契約により新幹線に乗車する場合、当社が別に定める商品を除き、EX運送契約に基づき約定した乗降駅における自動改札機のカード読取部にカードもしくは会員が本サービス等で指定した交通系 IC カード（以下総称して「IC カード」といいます。）をタッチまたは QR コード読取部に QR チケットをかざして EX 運送契約に基づき約定した乗車日（以下「乗車日」といいます。）当日に自動改札機を通過するものとします。

※ただし当社 HP 上で定める日以降は、入出場に際し EX-IC カードは利用できません。

2. 会員または利用者は、本サービス等の利用において、登録もしくは指定した IC カードまたは QR チケットで乗車駅の自動改札機を通過できない場合、登録もしくは指定した IC カードまたは QR チケットを乗車日当日に不所持の場合などは、次条で定める受取窓口において、「乗車券類」を受け取って乗車するものとします。

3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機を EX-IC カード、QR チケットまたは乗車券類のみで通過することはできません。

第14条（受取）

1. 会員は、前条で定める入場ができない場合は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、システムにて保管をしている乗車券類の受取を行い入場するものとします。

2. 会員が前項の受取を行う際には、会員の EX-IC カードまたは本サービス等で乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QR コードおよび 16 桁の英数字。以下、総称して「受取コード」といいます。）の発行が必要となるほか、会員が本サービスログイン時に入力するパスワード（※当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト（<https://expy.jp/>）上で定める日以降は、パスワードに代えて本サービスで登録している電話番号）の入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署によるものとします。

3. 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、第2項の受取コードの有効期間及び第11条に定める1年前予約による受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができません。

4. 会員が第2条第3項に定める会員資格を喪失した時点で、当社が第10条第2項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、原則として当該時点における日付をもって、第3項に定める受取期間の満了日とします。

第15条（受取後の乗車券類の扱い）

会員が前条第1項により受取を行った後の乗車券類の変更または払いもどし等を行う場合、会員は当社のみどりの窓口等または別に定める当社の端末等において、会員の所持するカードの提示が必要となります。ただし、当該窓口において、包括旅行用 EX 運送契約の乗車券類の変更や払戻はできません。

第15条の2（未使用の EX 運送契約および乗車券類の扱い）

1. 乗車日当日までに第13条の入場をしなかった EX 運送契約または第14条の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類について、包括旅行用 EX 運送契約を除き、以下のように取り扱うものとします。

(1)特急券と乗車券の効力が一体となった EX 運送契約または乗車券類については、普通車指定席用、グリーン車用及び Supreme Class 用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また、普通車自由席用は、乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(2)特急券のみ効力を持った EX 運送契約または乗車券類については、普通車指定席用、グリーン車用及び Supreme Class 用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、別に定める払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

2.前項による払戻は、会員の決済用クレジットカードにより決済を行います。なお、第9条に関わらず会員への通知は行いません。

第3章 付帯サービス

第16条（付帯サービス）

1. 当社または付帯サービスを提供する企業（以下「提携企業」といいます。）は、特典として本サービス等に付帯するサービス（以下「付帯サービス」といいます。）を会員に提供することがあり、会員は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービス内容及び利用方法等については、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)への掲示等の方法により通知します。なお、「提携企業」とは会員に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。

2. 会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、他社または提携企業の係員により付帯サービスを利用する際に必要な情報媒体等の提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

第4章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

第17条（本サービス等の変更、中断、終了等）

1. 当社または旅行会社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。

2. 当社または旅行会社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」といいます。）を変更することができるものとします。

3. 当社または旅行会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービス等の一部もしくは全部の提供の中断または会員のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。

(1)システム等の保守または点検を行う場合。

(2)システム等に障害が発生した場合。

(3)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービス等を通常どおり提供できなくなった場合。

(4)その他、当社または旅行会社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合。

4. 当社または旅行会社は、当社の都合により本サービス等を終了できるものとしますが、この場合、当社または旅行会社は会員に事前に通知するものとします。

5. 当社または旅行会社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って会員もしくは第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 18 条(通知の方法)

1. 当社または旅行会社から会員への本サービスの内容及びその取り扱い等に関する通知は、本サービスもしくは旅行会社の申込サイト、当社ホームページ、エクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)もしくは旅行会社 HP への掲示、会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信、会員情報として登録された住所への郵便物の送付または会員情報として登録された電話番号への電話連絡等のうち当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスもしくは旅行会社の申込サイトまたは当社ホームページ、エクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)もしくは旅行会社 HP への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社または旅行会社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールを管理するメールサーバー内のメールボックスに、内容が読み取り可能な状態で記録された時点をもって、当該通知が会員に到達したものとみなします。

4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに会員情報として登録された住所に宛てた郵便物が当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前二項において、会員が電子メールアドレスの変更を怠った場合、登録情報の不備等会員の責に帰すべき事由により通知が到達しなかった場合または住所が不正確であった場合には、当社が登録されたアドレス宛に電子メールを発信または住所に発送したことをもって、当該通知に関連して生じた損害(通知の遅延または不着により会員又は第三者が被った不利益)について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 19 条(例外的扱い)

当社または旅行会社は、当社または旅行会社が特に必要と認めた場合、第 2 章ないし本章までの定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第5章 EX-ICカード

第 20 条(EX-IC カードの発行及び効力)

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、会員に対し、EX-IC カードを発行し、貸与します。

※ただし当社は、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)で定める日以降に会員資格を有した会員については、EX-IC カードを貸与しません。このため、EX-IC カードを貸与されていない会員については本章に関する内容は適用しないものとします。

2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。

3. 当社は、別に定める場合を除き、J-WEST カードの送付先住所として登録された住所に、EX-IC カードを送付します。

4. 会員は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード(内蔵する IC チップに記録された情報を含みます。)を使用、管理しなければなりません。

5. 会員は、EX 運送契約により当社指定路線に乗車する場合は、常に EX-IC カード及び J-WEST カー

ドを携帯し、当社または他社係員により提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、会員は、EX 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

6. EX-IC カードは、個人の会員名をカードの表面に記載した記名式カードであり、EX-IC カード表面に氏名が記載された会員本人以外は使用できません。

7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したか否かにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任、債務及び負担等を負うものとします。

第 21 条 (EX-IC カードの有効期限及び更新)

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。

2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。

3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

第 22 条 (EX-IC カードの回収、返却)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または他社は、会員に対し、EX-IC カードの返却を求めまたは本サービスの提供を終了することがあります。

(1) 本特約に違反した場合。

(2) 第 2 条第 4 項の会員登録の取消を受けた場合。

(3) 当社が定める期間内において、一回も本サービスを利用していない場合。

(4) 会員が本人以外の第三者に EX-IC カードを使用させた場合。

(5) EX-IC カードを不正乗車(不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。)または公序良俗に反する行為に使用した場合。

(6) 換金目的による EX 運送契約の締結等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。

(7) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。

(8) 会員が、当社への約定支払額の支払いを怠った場合。

(9) EX 運送契約の内容について、当社が別に定める「EX サービス運送約款」または他社が定める約款に重大な違反をし、もしくは繰り返し違反した場合。

(10) 当社または当社指定路線を運営する JR 他社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。

(11) 第 26 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消を受けた場合。

(12) その他、会員の EX-IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合。

2. 前項により会員が EX-IC カードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

4. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務及び負担等を負うものとします。

第 23 条 (EX-IC カードの紛失、盗難及び不正使用)

1. 会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。

※ただし当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)上で定める日以降に、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合の当社への連絡については、エクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)上で定める取扱いをするものとします。

2. 会員の EX-IC カードの利用または管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 13 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

(1) 会員の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。

(2) 会員の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。

(3) 本特約に違反している状況において紛失、盗難または不正使用が発生した場合。

(4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合。

(6) 前項の申し出の内容が虚偽である場合。

3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」といいます。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 13 条第 7 項の定めにかかわらず、会員は一切の責任、債務及び負担等を負わないものとします。

第 24 条 (EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理及び保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。

2. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失、盗難、毀損または滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。

※ただし当社は、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)上で定める日以降については、再発行をしません。また、当社は、当社 HP 上で定める日以降に、会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難等に遭った場合の当社への連絡については、エクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)上で定める取扱いをするものとします。

3. 前各項の EX-IC カードの再発行の際に会員が EX-IC カードを保有している場合は、会員は、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

4. 会員は、第 2 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は会員の J-WEST カードにより決済するものとします。

第 6 章 交通系 IC カード

第 25 条 (交通系 IC カード)

1. 会員または利用者が締結した EX 運送契約に基づき、当社に対して乗車を求める会員以外のお客様(以下「利用者」といいます。)が、EX 運送契約により当社指定路線に乗車する場合に交通系 IC カードを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、会員は当社が別に定める方法により交通系 IC カードの登録または指定手続をするものとします(以下、会員が登録または指定手続を行い、予約に紐づいた交通系 IC カードを「指定交通系 IC カード」といいます。)。

※交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、本サービス等を利用できません。

2. 会員は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合、実際に乗車する会員または利用者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。

3. 会員は、EX 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、交通系 IC カードを使用して入出場するときは、指定交通系 IC カード及び J-WEST カードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、会員は指定交通系 IC カード及び J-WEST カードを、利用者は指定交通系 IC カードを速やかに提示しなければなりません。この提示がない場合、会員または利用者は、EX 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

4. EX 運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は指定交通系 IC カードの登録ま

たは指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。

5.交通系 IC カードを申込サイト上で登録可能な時間帯及び件数は、当社が別に定めます。

第 26 条(交通系 IC カードの登録取消)

1.会員または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または他社は、事前に会員に通告することなく直ちに指定交通系 IC カードの登録または指定を取り消し、または本サービスの提供を終了することがあります。

(1)第 22 条第1項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合。

(2)記名式指定交通系 IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合。

(3)指定交通系 IC カードを不正乗車(不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。)または公序良俗に反する行為に使用した場合。

(4)換金目的による EX 運送契約の締結等、指定交通系 IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。

(5)指定交通系 IC カードに記録された駅における入出場に係る情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。

(6)会員が複数の指定交通系 IC カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の指定交通系 IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。

(7)会員が登録した指定交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合。

(8)その他、会員の指定交通系 IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合。

2.前項により会員が指定交通系 IC カードの登録取消を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX 運送契約に基づく権利その他指定交通系 IC カードに基づく権利は、無効となります。

3.会員は、会員でなくなった後であっても、指定交通系 IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 27 条(交通系 IC カードの変更等)

1.会員が、本サービス等に交通系 IC カードを追加登録する場合もしくは登録または指定交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に、新たな指定交通系 IC カードとして本サービスを利用することができます。

2.EX 運送契約の締結または変更後、前項により、指定交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスの利用ができるものとします。

第7章 QR チケット

第 28 条(QR チケット)

1.会員または利用者が、包括旅行用 EX 運送契約により当社指定路線に乗車するために、QR チケットを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、会員は、当社が別に定める方法により QR チケットの発行を申し込むものとします。

2.当社は、申込サイト上に表示することにより QR チケットを付与します。

3.会員または利用者は、包括旅行用 EX 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、QR チケットで入出場するときは、常に QR チケット及び入場時に発行された EX ご利用票(座席のご案内)(以下「ご利用票」といいます。)を携帯するものとし(会員の場合は J-WEST カードを携帯するものとする。)、当社または他社の係員の求めにより QR チケット及びご利用票を速やかに提示しなければなりません。提示がない場合、会員または利用者は、当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

※ただし当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)上で定める日以降はご利用票の携帯および提示に関する内容は適用しないものとします。

第 29 条(QR チケットの剥奪)

1.会員または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、事前に会員に通告することなく直ちに QR チケットの剥奪または本サービスの利用を停止するこ

とがあります。

(1)第 22 条第1項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合。

(2)第 26 条第1項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消を受けた場合。

(3)QR チケットを不正乗車(不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。)または公序良俗に反する行為に使用した場合。

(4)転売、換金等の目的による包括旅行用EX運送契約の締結等、QR チケットの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。

(5)QR チケットに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合

(6)会員が複数の QR チケットとして発行手続をし、当社がこれらを付与した場合で、他の QR チケットについて本項のいずれかの事由に該当した場合。

(7)その他、会員の QR チケットの利用が適当でないと当社が認めた場合。

2.前項により会員が QR チケットの剥奪を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な包括旅行用EX運送契約に基づく権利は、無効となります。

第8章 その他

第 30 条 (利用環境)

1. 会員は、本サービス等を受けるために必要となる適切な機器及びソフトウェア等(以下「利用環境」といいます。)を自らの責任と負担において設置し使用するものとします。なお、利用環境については、当社が別に定めるところによるものとします。

2. 利用環境に起因して本サービス等の機能が正しく作動しない場合及びそれがもたらす諸影響に関して、当社は一切の責任を負いません。

第 31 条 (会員の義務)

会員は、本サービス等の利用にあたり、以下の項目について遵守するものとします。

(1)会員は本サービス等を利用する際に、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守します。

(2)会員は WESTER ID 及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものとし、会員以外の者に利用、貸与または譲渡等はできません。

(3)会員が本サービス等を利用する際に使用できる WESTER ID 及びパスワードは、一人につき 1 つのみとし、一人が複数の WESTER ID 及びパスワードを所持する場合であったとしても、それらを同時に使用して本サービス等を利用することはできません。

(4)会員は、本サービス等に関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービス等に支障をきたす恐れのある行為または本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはけません。

第 32 条 (会員の責任、当社または旅行会社の免責、損害賠償)

1. 会員は、本サービス等の利用にあたり、会員が締結した EX 運送契約に基づき、利用者が行った一切の行為及び結果並びに WESTER ID によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由(当社のシステムからの ID 及びパスワードの漏洩等)により第三者が WESTER ID を使用したことによって生じた損害については、この限りではありません。第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社は、本サービス等に関して、以下の項目に該当する場合、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

(1)お客様情報等の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含みます。)があったことにより、会員または第三者が被った不利益。

(2)会員の WESTER ID 及びパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により会員または第三者が被った不利益。

(3)当社が第 4 条第 4 項、及び同第 5 項に定める手続により会員の登録を取り消し、会員の本サービス

等利用を停止させることにより会員または第三者が被った不利益。

(4) 当社が本サービス等に関するシステムまたは内容を変更したことにより会員または第三者が被った不利益。

(5) 当社が本サービス等の中断、変更もしくは終了または会員からの本サービス等へのアクセス制限を行ったことにより会員または第三者が被った不利益。

(6) 「EX サポートダイヤル」の問合せ方法等の変更により会員または第三者の被った不利益。

(7) 会員の携帯電話、スマートフォンまたはパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員または第三者が被った不利益。

(8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより WESTER ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員または第三者が被った不利益。

(9) 会員が登録した電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより会員または第三者が被った不利益。

(10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、または当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話、スマートフォンまたはパソコンの受信容量を超過した、当社から送信された電子メールにより会員または第三者が被った不利益。

(11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、会員が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより会員または第三者が被った不利益。

(12) その他、会員が、本特約、本特約の特約、当社または当社指定路線を運営する他社の定める運送約款及び法令の定めに違反したこと、または本特約及び本特約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員または第三者が被った不利益。

(13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービス等によって会員または第三者が被った不利益。

(14) 交通系 IC カードのサービスメンテナンス、障害等や付与された QR チケットの状態のため、駅において入出場ができないことにより会員または第三者が被った不利益。

(15) 付帯サービスの内容の変更により会員または第三者が被った不利益。

(16) 乗車券類購入の申込受付期間および受付時間の変更等により、会員または第三者が被った不利益

(17) その他やむを得ない事情がある場合における本サービス等の内容の変更により会員または第三者が被った不利益。

3. 会員が本特約、当社または JR 他社の定める運送約款及び法令の定めに違反して、当社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うこととします。

第 33 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

会員または利用者は理由のいかんを問わず、本特約に基づき当社または旅行会社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第 34 条（権利の帰属）

本サービス等にかかわる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術及び販売方式全般及び情報に関する権利は、当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を行うことはできません。

第 35 条（この特約に定めのない事項）

本特約に定めのない事項につきましては、カード会員規約の定めによります。また、本特約における「別に定める項目」につきましては、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)にてご確認ください。

改正日 2026 年8月 25 日

JR 西日本による個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（当社による個人情報の収集等）

1. 西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するエクスプレス予約サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用開始にあたって、「J-WEST カード会員規約」（以下「カード会員規約」といいます。）で定める会員のうち「J-WEST カード（エクスプレス）」（以下「J-WEST カード」といいます。）に入会を認められた会員（以下「J-WEST 会員」といいます。）は、当社が必要かつ適切な保護措置を講じた上で、以下の会員の個人情報を収集・利用・保有することに同意します。

- (1) 本サービスの利用開始にあたり、予約・申込サイト上で登録する情報等

会員の氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・メールアドレス・最寄りの東海道・山陽・九州新幹線の駅、会員登録後に発行される本サービスの会員 ID

- (2) 本サービス申込にあたり、会員規約に定めるクレジットカード会社（以下「クレジットカード会社」といいます。）が会員から取得し、当社に提供した情報（変更内容や退会情報を含みます。）クレジットカード申込またはエクスプレス予約サービス申込にあたり当社に提供された情報

勤務先情報（勤務先所在地・所属部署。学生の場合は学校名・学部等）・クレジットカード番号（※）等、会員が本サービスの決済用クレジットカード申込または本サービス利用開始に際し届け出た情報（これらの変更や退会情報を含みます。）

※ 当社は会員のクレジットカード番号をトークン化（別文字または番号を用いた置き換え）して保持します。

- (3) 当社が会員との取引により得た乗車券類・旅行関連等の商品及び関連するサービスの購入・利用履歴等の情報
 - (4) 会員が当社サービス及び当社との契約により旅行会社が提供する会員専用の旅行商品等（以下「旅行商品等」といいます。）利用時に得た Cookie（クッキー）情報や端末情報
 - (5) 当社との契約により会員専用の旅行商品等を販売する旅行会社より提供を受ける情報
旅行商品等の申込時に入力した会員若しくは利用者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号及びメールアドレス、当該旅行商品の利用時に、会員若しくは利用者が利用した運送・宿泊機関並びに観光施設及びイベント等の情報
2. 会員は、会員が当社に対して届け出た情報に誤りがあり、当社にのみ訂正、追加、削除の届出があった場合については、当該届出いただいた情報について、当社がクレジットカード会社に提供する場合があることに同意します。

第2条（当社による個人情報の利用等）

1. 会員は、当社が次の目的のため、前条第1項に記載の個人情報を利用することに同意します。

- (1)会員への本サービスおよび旅行商品等に関連するサービス等の取引又は提供のため
- (2)営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため
- (3)販売状況分析、商品開発、Web サイト等のサービスの内容改善のために利用するため
- (4)本サービス並びに旅行商品等に関する情報及びその他当社の事業活動に関する情報の案内のため

※当社は当社 Web サイト、当社サービス及び旅行会社が提供する会員専用の旅行商品の利用実績等から取得した会員の個人情報を分析し、当該会員に対して興味・関心度に応じた情報を適切なタイミングで配信・表示します（情報配信にあたり、広告サービス事業者に対し、当該会員の属性情報を個人を特定できない状態で提供することがあります）

- 2. 個人情報の収集及び前項の利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は当該業務委託の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で前条第 1 項に記載の個人情報を預託します。

第 3 条（当社との個人情報の共同利用）

会員は、以下の会社において第 1 条第 1 項に記載の個人情報を、第 2 条第 1 項に定める目的で、共同して利用することに同意します。共同利用に関する責任者は当社とし、問い合わせ窓口は第 6 条第 2 項記載の窓口とします。

- (1)当社の有価証券報告書記載の連結子会社（以下、「子会社」といいます。）及び東海旅客鉄道株式会社とその子会社並びに九州旅客鉄道株式会社とその子会社

第 4 条（当社からの個人情報の第三者提供及びその利用）

- 1. 会員は、第 2 条第 1 項第 1 号に記載の目的のため、当社の提携する観光施設等に、第 1 条第 1 項に記載の個人情報を提供することに同意します。
- 2. 会員は、第 2 条第 1 項第 4 号に記載の目的のため、広告サービス配信事業者に対して個人情報を提供することに同意します。
- 3. 当社は、次の目的のため、会員に同意を得ることなく第三者提供する場合があります。
 - (1)法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- (5) 学術機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術機関等が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する場合を除く。）
- (6) クレジットカード発行会社がおこなう不正利用の検知及び防止のために、会員が利用されているクレジットカード発行会社及び本サービスの決済の際に当社が使用しているクレジットカード決済代行会社に協力する場合

第5条（当社からの個人情報の提供中止の申出）

会員は、第4条第1項第2項にかかわらず、申し出により、それ以降の当社からの個人情報の提供中止を求めることができます。ただし、この場合、会員は、第6条第2項に記載の窓口に応じ出るものとします。

第6条（当社による保有個人情報の開示等の請求等）

1. 会員は、当社に対して、自己に関する保有個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止（以下、「開示等」といいます。）を請求することができます。
2. 当社に対する個人情報の開示等、個人情報に関するお問い合わせは、次の相談窓口にご連絡ください。
個人情報お問い合わせ窓口
〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目4番24号
電話番号 0570-00-8691
3. 万一当社が保有する個人情報ที่ไม่正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は所定の手続きにより、これを訂正・削除します。

制定日 2026年8月25日

JR九州エクスプレス予約サービス会員規約（JQ CARDエクスプレス会員用）

第1条（概要）

1. 本規約は、「JQ CARDエクスプレス」（以下「カード」といいます。）に入会を認められた会員（以下「JQ CARD会員」といいます。）に対して、九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）、東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」といいます。）および西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」といいます。）が共同で提供する、エクスプレス予約サービス（以下「本サービス」といいます。）、当社と本サービスの販売等に係る契約を締結した旅行会社（以下「旅行会社」といいます。）が本サービスを利用して造成・販売する会員専用旅行商品（以下「旅行商品」といいます。）、および旅行会社が販売する会員専用の商品（以下、「旅行商品」と総称して「旅行商品等」といいます。また、「本サービス」と「旅行商品等」を総称して「本サービス等」といいます。）等、本サービスを利用したすべてのサービスの取扱いについて定めており、JQ CARD会員は本規約を承認し遵守することとします。
2. 本サービス等の内容は当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト（<https://expy.jp/>）に掲示するものとします。

第2条（エクスプレス予約利用資格）

1. JQ CARD会員は本規約を承認し、本サービス等を利用しようとする場合、当社がJQ CARD会員を識別するために会員ごとに付与した会員ID番号の入力その他の当社が定める本サービス等の利用のための登録手続（以下「登録手続」といいます。）を行うものとします。登録手続においては、当社が要求する情報全てを正確に登録しなければなりません。
2. 当社は、JQ CARD会員が以下の項目に該当する場合、本サービス等の利用のための登録を認めないことがあります。
 - (1) 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含みます。）がある場合。
 - (2) 登録手続が正しく完了しなかった場合。
 - (3) JQ CARD会員が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の何れかであり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合。
 - (4) JQ CARD会員、過去において本規約または本規約の特約に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合
 - (5) 会員が、本規約（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）の内容の全部、もしくは一部を承認できない場合
 - (6) その他、JQ CARD 会員が本サービス等を利用することを、当社が不適当と判断する場合。
3. 前二項の会員登録に対して当社が承認をした場合、利用希望者は本会員としての資格

(以下「会員資格」といいます。)を有することになります。また当社は、申込サイト上への表示、会員が登録した電子メールアドレス(以下「電子メールアドレス」といいます。)に対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

4. 本サービス等の利用のための登録を行ったJQ CARD会員(以下「本会員」といいます。)は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービス等を利用できますが、以下の項目に該当する場合、当社は事前に本会員に通知することなく直ちに、本サービス等の利用を停止させるまたは登録を取り消すことがあります。

(1) 本会員が本規約に違反(これに付随する特約等を含みます。)した場合。

(2) 第1項による登録および次条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含みます。)があった場合。

(3) 当社とのカード会員規約が失効した場合、または本会員がJQ CARD会員でなくなった場合。

(4) 本会員が登録した電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から本会員への連絡がとれなくなった場合。

(5) 本会員が本サービス等を利用して運送約款を締結した内容を記載した証票(以下「乗車券類」という。)または旅行商品等の一部または全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で転売または換金行為を試み、もしくは実行した場合(旅行業法に定める取次行為を含みます。)

(6) 本会員がその一部または全部を自らは使用せず、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えて、本規約または本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類または旅行商品等を購入した場合。

(7) その他、本会員が本サービス等を利用することを当社が不相当と判断した場合。

5. 本会員は、本サービス等の利用を停止することを希望する場合、当社が定める会員登録の初期化手続を行わなくてはなりません。この場合、本会員の登録を取り消し、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は本サービスの完了画面に表示することにより通知します。

6. 本会員は、前項の規定にかかわらず、カード会員のカードを退会した場合であっても、当社が別に定める「EXサービス取扱規則」第2条第17項に定める「EXサービスきっぷ」の発行を受けていない運送契約であって、以下の項目に該当する場合は、カードを退会した日から起算して1箇年を経過するまでは本サービスを退会することができない場合があります。なお、本サービスを退会することができない状態において、前項に定める初期化手続を行った際、本サービスの申込サイトにログインできなくなる場合があります。

(1) 運送契約の履行が完了していない場合。ただし、入場後、入場した日から起算して1箇年を経過した場合は除く

(2) 「EXサービス取扱規則」第18条第3項の事由により運送契約の解除後、契約解除の日から起算して1日を経過していない場合

(3)「E Xサービス取扱規則」第 23 条から第 25 条の 2 に定める払いもどしが発生した場合において、乗車日から起算して 3 日を経過していない場合

7. 本会員が第1項に定める登録手続を行った後、または本会員が前項に定める会員登録の初期化手続を行った後、当社から手続完了の通知がない場合、別に定める「JR九州 エクスプレス予約カスタマーセンター」（以下「カスタマーセンター」といいます。）まで速やかに連絡するものとします。

8. 本会員は、第4項または第5項により、登録取消となった後であっても、登録取消時点以前に発生した本サービス等の利用に基づく債務の負担は、理由の如何を問わず免れません。

9. 本会員が本サービス等を利用して購入した乗車券類の効力等は、本規約に定める内容（当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト（<https://expy.jp/>）に掲示しているサービス内容を含みます。）を除き、乗車区間に応じて、当社または当社指定路線を運営する他社の定める運送約款等の規程によることとします。

第3条（会員情報の登録・修正）

本会員は、前条第1項で登録した自己に関する情報または回数を問わずこれを修正登録したもの（以下「会員情報」といいます。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、正確に保つこととします。

第4条（申込）

本サービス等において、本会員は、会員IDおよびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法によりインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができます。ただし、本サービス等において購入等ができる乗車券類の種類、および購入可能件数等は、当社が別に定めるところによるものとします。

第5条（受付期間、受付時間、回答時間）

本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間および所要回答時間等は、原則として当社が別に定めるところによります。

第6条（回答方法、決済）

1. 本会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込サイト上へ表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込に対する当社からの回答の通知は、本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。

2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知として、申込サイト上へ予

約等が完了した旨を表示し、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスのメールサーバーに決済内容をお知らせした電子メールが到達したいずれかの時点をもって、本会員が乗車券類の購入等を行ったものとし、本会員と当社の間で旅客運送契約の成立、変更、解約等がなされます。なお、当社は本会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と合わせて「お預かり番号」の通知等を行います。

3. 前項にかかわらず、当社は本会員に対し、旅客運送契約の締結の成否の通知を「カスタマーセンター」から行う場合があります。

4. 第2項において、何らかの事由により電子メールの到達が遅れ、または、登録された電子メールアドレスが不正確であったため電子メールが到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

5. 本会員が第2項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続きが行われます。なお、決済は本会員が第2条第1項により登録したカードにより行います。

6. 本会員は、乗車券類購入等の申込をした後、当社からの回答が通知されない場合、「カスタマーセンター」まで速やかに連絡をするものとします。

7. 乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払いもどしを決済します。そのため、変更後の乗車券類購入可能額は会員のカード利用可能額による制限を受ける場合があります。

第7条（発売開始前の予約サービス）

1. 本サービスは、一部列車の普通車自由席および当社が別に定める商品を除き、乗車日の1年前の日から旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」といいます。）の当日の7時30分までにおいて契約の締結等（以下「1年前予約」といいます。）を行うことができます。ただし、契約の締結時において約定した乗車日の運行計画が未確定の場合があります。また、当社は必要と認めた場合には1年前予約を停止することがあります。なお、発売開始日より、列車ごとの1年前予約申込の件数には限りがあります。

2. 会員が1年前予約の申込をした時点で会員がEX運送契約の締結を行ったものとし、かつ、会員と当社の間で運送契約の成立がなされたものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。

3. 当社は、会員が1年前予約を行った列車の発売開始日の8時を目途に順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、第6条第1項に定める方法により手配の結果を通知します。また当社は、運行計画に応じて、契約条件に則った列車手配等の手続きを行い、契約の締結時において約定した列車等に変更が生じた場合は、変更した結果を通知します。またこの場合の予約変更等の条件については、別に定めるものとします。

4. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、手配の結果の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

5. 会員は、発売開始日当日中に当社から前二項の通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに連絡を行い、その指示に従うものとします。

第8条（夜間の予約サービス）

1. 本サービスは、当社が別に定める商品を除き、当社が別に定める夜間の予約サービス時間帯において、契約の締結（以下「夜間予約」といいます。）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間予約の停止をすることがあります。また、列車ごとの夜間予約申込の件数には限りがあります。

2. 夜間予約で成立した列車の座席については、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始以降順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、第6条第1項に定める方法により手配の結果を通知します。また約定した列車等に変更が生じた場合の取り扱いについては、別に定めるものとします。

3. 前項にかかわらず、当社は会員に対し、手配の結果の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。

4. 会員は、夜間予約操作後の営業時間の開始以降に、当日中に当社から前二項の通知がない場合、カスタマーセンターに連絡を行い、その指示に従うものとします。

第9条（契約成立後の乗車券類の扱い）

1. 本サービス等により本会員が購入、変更した乗車券類については、本会員が受取を行うまでの間、本サービス等に関するシステム（以下「システム」といいます。）にて保管しております。

2. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本規約に別に定める場合を除き、当社または当社指定路線を運営する他社の定める運送約款等の規程の適用を受けます。

第10条（受取）

1. 本会員は、当社が別に定める指定席券売機または窓口（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、システムにて保管をしている乗車券類の受取を行います。

2. 本会員が前項の受取を行う際には、本会員のEX-ICカードまたは本サービス等で乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QRコードおよび16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）の発行が必要となるほか、本会員が本サービスログイン時に入力するパスワード（※エクスプレス予約HP上で定める日以降は、パスワードに代えて本サービスで登録している電話番号）の入力が必要となります。

ただし、当社のみどりの窓口等で受取の場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署等によることができます。

3. 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間および第2項の受取コードの有効期間および第10条に定める1年前予約による受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができません。

4. 会員が第2条第3項に定める会員資格を喪失した時点で、当社が第10条第1項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、原則として当該時点における日付をもって、第3項に定める受取期間の満了日とします。

第11条（受取後の乗車券類の扱い）

本会員が前条第1項により受取を行った後の乗車券類の変更・払いもどし等を行う場合、本会員は当社のみどりの窓口等または別に定める当社の端末等において、本会員の所持するカードの提示が必要となります。ただし、当該窓口において、包括旅行用EX運送契約の乗車券類の変更や払いもどしはできません。

第11条の2（未使用のEX運送契約および乗車券類の扱い）

1. 乗車日当日までに入場をしなかったEX運送契約または第10条の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類について、包括旅行用EX運送契約を除き、以下のように取り扱うものとします。

(1)特急券と乗車券の効力が一体となったEX運送契約または乗車券類については、普通車指定席用、グリーン車用およびSupreme Class用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(2)特急券のみ効力を持ったEX運送契約または乗車券類については、普通車指定席用、グリーン車用およびSupreme Class用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、別に定める払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

2.前項による払戻は、会員の決済用クレジットカードにより決済を行います。なお、会員への通知は行いません。

第12条（付帯サービス）

1. 当社または付帯サービスを提供する企業（以下、「提携企業」といいます。）は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下「付帯サービス」といいます。）を会員に提供することがあり、会員は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト（<https://expy.jp/>）への掲示等の方法により通知します。なお「提携企業」とは会員に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。

2. 会員は、付帯サービスを利用する場合、当社、他社、または提携企業の係員より付帯サービスを利用する際に必要な情報媒体等の提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

第13条（変更の可能性）

1. 当社または旅行会社は、事前に本会員に通知することなく、当社または旅行会社が運営するシステムおよび下記に記した内容を変更する場合があります。なお変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、本会員または第三者が被った不利益については、当社は責任を負いかねます。

- (1) 第4条の申込方法
- (2) 第5条の乗車券類購入の申込受付期間、受付時間および所要回答時間
- (3) 「カスタマーセンター」の電話番号、受付時間等
- (4) 第7条、第8条の申込方法
- (5) 第10条の受取窓口、受取方法、受取期間
- (6) 付帯サービスの内容
- (7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

2. 当社または旅行会社は、以下の項目に該当する場合、事前に本会員に通知することなく、本サービス等に関して当社または旅行会社が運営するサービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行う場合があります。

- (1) 本サービス等のシステムの保守が必要な場合。
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社または旅行会社の責によらない何らかの事由により、本サービス等の提供が通常どおりでなくなった場合。
- (3) その他、当社または旅行会社が、本サービス等の運営上、中断・変更および本会員からの本サービス等へのアクセス制限が必要と判断した場合。

3. 当社または旅行会社は、当社または旅行会社の都合により本サービス等に関して当社または旅行会社が運営するサービスを終了できるものとしますが、この場合、当社または旅行会社は本会員に事前に通知するものとします。

第14条（利用環境）

1. 本会員は、本サービス等を受けるために必要となる適切な機器・ソフトウェア等（以下「利用環境」といいます。）を自らの責任と負担において設置し使用するものとします。なお、利用環境については、当社が別に定めるところによるものとします。
2. 利用環境に起因して本サービス等の機能が正しく作動しない場合およびそれがもたらす諸影響に関して、当社は一切の責任を負いません。

第15条（会員情報の使用）

1. 当社は、会員情報および本サービス等を本会員が利用する過程において知り得た本会員に関する情報（購入履歴およびサーバー通信履歴や、本サービス等に必要な追加的情報（電子メールアドレス等））を、本サービス等および関連サービス提供のために使用します。また、これらの情報の取扱いについては、「JR九州による個人情報の取扱いに関する同意条項」によります。

2. 本サービス提供のため、前項に規定する本会員に関する情報については、当社とJR東海が共同で利用できることとし、本会員はこれに同意します。

3. 第1項に規定する情報に関して、JR東海および機密保持契約を結んだ協力企業以外に対して、原則的に開示いたしません。以下の項目に該当する場合開示することがあります。

(1) 本会員が本会員の個人情報の開示に同意している場合。

(2) 法令に基づく場合。

(3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本会員本人の同意を得ることが困難である場合。

(4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本会員本人の同意を得ることが困難である場合。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本会員本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

(6) 統計情報（個人を特定できない情報）として開示する場合。

第16条（本会員の義務）

本会員は、本サービス等の利用にあたり、以下の項目について遵守するものとします。

(1) 本会員は本サービスを利用する際に、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守します。

(2) 本会員は会員IDおよびパスワードの使用および管理の一切の責任を負うものとし、本会員以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等はできません。

(3) 本会員が本サービスを利用する際に使用できる会員IDおよびパスワードは、一人につき1つのみとし、一人が複数の会員IDおよびパスワードを所持する場合であったとしても、それらを同時に使用して本サービスを利用することはできません。

(4) 本会員は、本サービス等に関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービス等に支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはけません。

第17条（本会員の責任、当社および旅行会社の免責、損害賠償）

1. 本会員は、自らの行為であるか否かにかかわらず、また過失の有無にかかわらず、本サービス等の利用にあたり、会員および会員が本サービス等の利用を認める、両社に対して乗車を求める会員以外の会員（以下「利用者」といいます。）が行った一切の行為および結果並びに、会員IDによりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社および旅行会社は、本サービス等に関して、以下の項目に該当する場合、当社では一切の責任を負いません。

（1）会員情報等の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含みます。）があったことにより、本会員または第三者が被った不利益。

（2）本会員の会員IDおよびパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により本会員または第三者が被った不利益。

（3）当社が第2条第4項、および同第5項に定める手続により本会員の登録を取り消し、本会員の本サービス利用を停止させることにより本会員または第三者が被った不利益。

（4）当社または旅行会社が本サービス等に関するシステムまたは内容を変更したことにより本会員または第三者が被った不利益。

（5）当社または旅行会社が本サービス等の中断・変更・終了または本会員からの本サービス等へのアクセス制限を行ったことにより本会員または第三者が被った不利益。

（6）「カスタマーセンター」の問合せ方法等の変更により本会員または第三者の被った不利益。

（7）本会員の携帯電話、スマートフォンまたはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に本会員または第三者が被った不利益。

（8）当社または旅行会社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、本会員または第三者が被った不利益。

（9）本会員が登録した電子メールアドレスに対し当社または旅行会社から電子メールが送信されるに伴い、本会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより本会員または第三者が被った不利益。

（10）当社および旅行会社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社または旅行会社から送信された電子メールに付随していたウィルス、または当社または旅行会社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として本会員の携帯電話、スマートフォンまたはパソコンの受信容量を超過した、当社から送信された電子メールにより本会員または第三者が被った不利益。

（11）その他、当社または旅行会社が相当の対策を講じたにもかかわらず、本会員が登録した電子メールアドレスに対し当社または旅行会社から送信された電子メールにより本会員

または第三者が被った不利益。

(12) その他、本会員が、本規約、本規約の特約、当社または当社指定路線を運営する他社の定める運送約款、旅行会社の定める旅行業約款および法令の定めに従ったことにより、または本規約および本規約の特約により本会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を本会員が行ったことにより本会員または第三者が被った不利益。

(13) その他、当社または旅行会社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービス等によって本会員または第三者が被った不利益。

3. 本会員が本規約、および当社またはJR他社の定める運送約款、旅行会社の定める旅行業約款および法令の定めに従って当社、旅行会社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うこととします。

第18条（通知および同意の方法）

1. 当社から本会員への本サービスの運営および内容に関する通知は、当社の本サービスの申込サイト上への掲示、本会員が登録した電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、SMS（ショートメッセージサービス）送信、プッシュ通知、またはその他当社が適当と認める方法により行います。

2. 旅行会社から会員への旅行商品等の運営および内容に関する通知は、旅行会社の旅行商品等の申込サイトまたは旅行会社 HP 上への掲示、電子メールアドレスに対する旅行会社からの電子メールの送信、またはその他旅行会社が適当と認める方法により行うものとします。

3. 前二項の掲示の通知内容を反映した本サービス等を本会員が利用したことにより、同通知の内容を本会員が承諾したものとみなします。

第19条（権利の帰属）

本サービス等に関して当社または旅行会社が運営するシステムサービスに係る全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社、旅行会社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、本会員はこれらの権利を侵害する行為を行うことはできません。

第20条（本規約の変更）

当社は、民法548条の4の定めに従い本会員と個別に合意することなく、本規約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。この場合、当該改定等の効力が生じる日を定めた上で、本規約に定める方法による通知を行います。ただし、改定が専ら本会員の利益となるものである場合、または本会員への影響が軽微であると認められる場合、その他本会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、本会員に

対して改定の都度、エクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) 等で公表するのみとし、上記通知は行わないものとします。

第21条 (この特約に定めのない事項)

本規約に定めのない事項につきましては、カード会員規約の定めによります。また、本規約における「別に定める項目」につきましては、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) にてご確認ください。

改定日：2026年8月25日

JR 九州による個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（当社による個人情報の収集等）

1. 九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）の利用開始にあたって、JR 九州エクスプレス予約サービス会員規約（JQ CARD エクスプレス会員用）^(※)（以下「会員規約」という。）で定める会員（以下「会員」という。）は、当社が必要かつ適切な保護措置を講じた上で、以下の会員の個人情報を収集・利用・保有することに同意します。

（1）本サービスの利用開始にあたり、予約・申込サイト上で登録する情報等

会員の氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・メールアドレス・最寄りの東海道・山陽・九州新幹線の駅、会員登録後に発行される本サービスの会員 ID

（2）本サービス申込にあたり、会員規約に定めるクレジットカード会社（以下「クレジットカード会社」という。）が会員から取得し、当社に提供された情報

勤務先情報（勤務先所在地・所属部署。学生の場合は学校名・学部等）・クレジットカード番号^(※)等、会員が本サービスの決済用クレジットカード申込または本サービス利用開始に際し届け出た情報（これらの変更や退会情報を含みます。）

※当社は会員のクレジットカード番号をトークン化（別文字または番号を用いた置き換え）して保持します。

（3）当社が会員との取引により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入・利用履歴等の情報

（4）会員が当社サービスおよび当社との契約により旅行会社が提供する会員専用の旅行商品等（以下「旅行商品等」という。）利用時に得た Cookie（クッキー）情報や端末情報

（5）当社との契約により会員専用の旅行商品等を販売する旅行会社より提供を受ける情報
旅行商品等の申込時に入力した会員若しくは利用者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号及びメールアドレス、当該旅行商品の利用時に、会員若しくは利用者が利用した運送・宿泊機関並びに観光施設及びイベント等の情報

2. 会員は、会員が当社に対して届け出た情報に誤りがあり、当社にのみ訂正、追加、削除の届出があった場合については、当該届出いただいた情報について、当社がクレジットカード会社に提供する場合があることに同意します。

第2条（当社による個人情報の利用等）

1. 会員は、当社が次の目的のため、前条第1項に記載の個人情報を利用することに同意します。

（1）会員への本サービスおよび旅行商品等に関連するサービス等の提供のため

（2）営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため

- (3)販売状況分析、商品開発、Web サイト等のサービスの内容改善のために利用するため
- (4)本サービス並びに旅行商品等に関する情報およびその他当社の事業活動に関する情報の案内のため

※当社は当社 Web サイト、当社サービスおよび旅行会社が提供する会員専用の旅行商品の利用実績等から取得した会員の個人情報を分析し、当該会員に対して興味・関心度に応じた情報を適切なタイミングで配信・表示します（情報配信にあたり、広告サービス事業者に対し、当該会員の属性情報を個人を特定できない状態で提供することがあります）

2. 個人情報の収集および前項の利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は当該業務委託の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で前条第 1 項に記載の個人情報を預託します。

第 3 条（当社との個人情報の共同利用）

会員は、以下の会社において第 1 条第 1 項に記載の個人情報を、第 2 条第 1 項に定める目的で、共同して利用することに同意します。共同利用に関する責任者は当社とし、問い合わせ窓口は第 6 条第 2 項記載の窓口とします。

・当社の有価証券報告書記載の連結子会社（以下、「子会社」という。）および東海旅客鉄道株式会社とその子会社並びに西日本旅客鉄道株式会社とその子会社

第 4 条（当社からの個人情報の第三者提供およびその利用）

1. 会員は、当社の提携する観光施設等に、第 1 条第 1 項に記載の個人情報を提供することに同意します。

2. 会員は、第 2 条第 1 項第 4 号に記載の目的のため、広告サービス配信事業者に対して個人情報を提供することに同意します。

3. 当社は、次の目的のため、会員に同意を得ることなく第三者提供する場合があります。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 学術機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術機関等が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する場合を除く。）

(6)クレジットカード会社がおこなう不正利用の検知および防止のために、会員が利用され

ているクレジットカード会社および本サービスの決済の際に当社が使用しているクレジットカード決済代行会社に協力する場合

第5条（当社からの個人情報の提供中止の申出）

会員は、第4条第1項にかかわらず、申し出により、それ以降の当社からの個人情報の提供中止を求めることができます。ただし、この場合、会員は、第6条第2項に記載の窓口申し出るものとします。

第6条（当社による保有個人データの開示等の請求等）

1. 会員は、当社に対して、自己に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止（以下、「開示等」という。）を請求することができます。

2. 当社に対する個人情報の開示等、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口にご連絡ください。

〒803-0812 北九州市小倉北区室町3丁目2番57号

九州旅客鉄道株式会社エクスプレス予約カスタマーセンター

3. 万一当社が保有する個人情報が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は所定の手続きにより、これを訂正・削除します。

第7条（保有する個人データの管理責任者）

保有する個人データの管理責任者が九州旅客鉄道株式会社であること、また、住所及び代表者名については、以下のサイトのとおりであることに同意します。

<https://www.jrkyushu.co.jp/company/info/outline/>

「JR九州による個人情報の取扱いに関する同意条項」は2026年8月25日より施行します。

JR 九州 EX 予約サービスに関する特約（JQ CARD エクスプレス会員用）

本特約は、九州鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する EX 予約サービス等について定めるものです。

第1章 総則

第1条（総則）

1. 本特約は、JR 九州エクスプレス予約サービス会員規約（JQ CARD エクスプレス会員）（以下「EX 会員規約」といいます。）の特約とし、EX 会員規約と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。
2. EX 会員規約に定める JQ CARD エクスプレス会員は、エクスプレス予約サービスの利用のための登録手続に際してインターネットの申込サイト上に表示される特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなされます（以下、本特約を承諾しているものとみなされた JQ CARD エクスプレス会員を単に「会員」といいます。）。
3. 会員は、JQ CARD エクスプレス会員でなくなったときは、当然に会員でなくなります。
4. 第2条第1項第7号に定める包括旅行用 EX 契約に係る内容に関して、本特約に定めのない事項については、会員が購入した当該包括旅行用 EX 契約を旅程の一部に含む募集型企画旅行契約（以下「EX 旅行契約」といいます。）に係る取引条件（以下「契約書面」といいます。）によります。また、当該の取引条件と本特約との間で重複または競合する内容については、当該の取引条件が優先するものとします。

第2条（用語の定義）

1. 本特約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

(1)「EX-IC カード」とは、当社が会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。

※ただし当社は、エクスプレス予約 HP 上で定める日以降に会員資格を有した会員については、EX-IC カードを貸与しません。

(2)「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードの固有の番号をいいます。

(3)「交通系 IC カード」とは、エクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) に掲載する IC カード乗車券等をいいます。

(4)「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。

(5)「会員情報」とは、会員が EX 会員規約第 2 条第 1 項の定めにより登録した事項（EX 会員規約第 3 条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。

(6)「EX 旅行契約」とは、EX 会員規約第 1 条第 1 項に定める旅行会社（以下、「旅行会社」という。）が、EX サービス会員を対象として造成する、EX サービスを活用した募集型企画旅行をいいます。

(7)「包括旅行用 EX 運送契約」とは、EX 旅行契約の一部として、当社と EX サービス会員が EX サービスにより締結する、個別の運賃等（払戻額含む）を明示しない EX 運送契約をいいます。

(8)「QR チケット」とは、当社指定路線の駅における入出場に使用するものとして、包括旅行用 EX 運送契約を締結した会員に対して当社が付与する QR コードをいいます。

※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2. 本特約に定めのない用語の定義については、EX 会員規約に定めるところによるものとします。

第 3 条（本特約の変更）

当社は、民法 548 条の 4 の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則及び特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその付則及び特約等を変更することができるものとします。この場合、当該改定等の効力が生じる日を定めた上で、本規約に定める方法による通知を行います。ただし、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、エクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）等で公表するのみとし、上記通知は行わないものとします。

第 2 章 EX 予約サービス

第 4 条（EX 予約サービス）

1.EX 予約サービス（以下「本サービス」といいます。）、また、EX 会員規約第 1 条第 1 項に定める「旅行商品等」と総称して（以下「本サービス等」という。）とは、EX 会員規約第 1 条に定めるサービスの一種であり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」といいます。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」といいます。）において入出場する際に EX-IC カードまたは交通系 IC カード（以下、総称して「IC カード」といいます。）等が必要等の特別な旅客運送契約（以下「EX 運送契約」といいます。）となります。また、EX 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員および第 18 条第 1 項に定める利用者にとって不利になる場合があります。

2. 会員または利用者は、登録または指定した IC カードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合もしくは登録または指定した IC カードを乗車日当日に不所持の場合などは、EX 会員規約第 10 条に定める受取窓口において、EX 会員規約第 9 条により当社が保管し、その約定した内容を記載した証票を受け取って乗車するものとします。

3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機を EX-IC カードまたは前項の証票のみで通過することはできません。

第 5 条（EX 運送契約の内容）

EX 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が定める「EX サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線を運営する他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第 6 条（受付期間、受付時間）

1. 本サービスにより EX 運送契約締結等の申込を受け付ける期間および時間は、当社が別に定めるところによるものとします。

2. 旅行商品等の EX 旅行契約に締結等や料金等は、旅行会社ホームページ上で周知するものとします。

第 7 条（申込）

会員は、本サービス等により EX 運送契約の締結等を申し込むにあたり、会員の責任において、EX 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。なお、EX 運送契約の締結可能件数は、当社が別に定めるところによるものとします。

第 8 条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. 会員は、本サービスにより EX 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。また、旅行商品等により EX 旅行契約の締結等を申し込む場合、旅行商品等の申込サイト上にて旅行会社が別に定める操作を行うものとします。なお、EX 会員規約第 2 条 6 項に定める条件の会員は EX 運送契約および包括旅行用 EX 運送契約の締結等を申し込むことができません。

2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込に対する当社からの回答の通知は、会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。

3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で EX 運送契約が成立するものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と合わせ

て「お預かり番号」の通知等を行います。

4. 第2項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前項において、何らかの事由により電子メールの到達が遅れ、または、登録された電子メールアドレスが不正確であったため電子メールが到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. EX 運送契約の運賃等は、EX 会員規約第2条第1項に定める会員登録等により会員が登録した JQ CARD エクスプレスによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより EX 運送契約を締結できる限度額は、当該 JQ CARD エクスプレス利用限度額による制限を受けます。

7. 第3項の定めにより EX 運送契約が成立した時点において、EX 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。

8. 会員は、本サービスにより EX 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

9. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。なお、包括旅行用 EX 運送約款の変更については当社から、EX 旅行契約の解約については旅行会社から通知されます。また、変更、解約等の承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。なお、変更、解約等の承諾の通知が電子メールによって行われる場合については、第4項および第5項の定めを適用します。

10. 前項により、第6項により決済した EX 運送契約の運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、JQ CARD エクスプレスにより精算することとします。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算する場合があります。また、EX 会員規約第2条第6項に定める会員は、運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに収受すべき不足金または手数料が生じる EX 運送契約の変更はできません。

11. EX 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX 運送契約を改めて締結したのち、変更前の運賃等の払いもどしを行います。そのため、変更後の EX 運送契約の締結可能額は会員の JQ CARD エクスプレス利用可能額による制限を受ける場合があります。

12. 会員は、本サービスにより EX 運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める JR 九州エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」といいます。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

13. EX サービス取扱規則第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとします。この場合、EX 運送契約の運賃等は、会員の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX 運送契約の運賃等の決済は、第 7 項の定めによらず、乗車日以降に JQ CARD エクスプレスによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について会員の電子メールアドレスに電子メールを送信し、EX 運送契約の通知を行うものとします。

14. 第 1 項から前項にかかわらず、包括旅行用 EX 運送契約の締結または解除は、会員が旅行会社との間で EX 旅行契約の締結または解除を行った時点となります。EX 旅行契約の締結および解除等や包括旅行用 EX 運送契約の変更の方法、通知等については当該の契約書面または包括旅行用 EX 運送契約の申込サイトの定めによります。

第 9 条（契約の締結、変更後の取り扱い）

会員は、本サービス等により締結、変更した EX 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

第 3 章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

第 10 条（本サービス等の変更、中断、終了等）

1. 当社または旅行会社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。

2. 当社または旅行会社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」といいます。）を変更することができるものとし、

3. 当社または旅行会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供の中断もしくは会員のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとし、

（1）システム等の保守、点検を行う場合。

（2）システム等に障害が発生した場合。

（3）戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービス等を通常どおり提供できなくなった場合。

（4）その他、当社または旅行会社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合。

4. 当社または旅行会社は、当社または旅行会社の都合により本サービス等を終了できるものとし、この場合、当社または旅行会社は会員に事前に通知するものとします。

5. 当社または旅行会社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了

に伴って会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 11 条（通知の方法）

1. 当社または旅行会社から会員への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスまたは旅行商品等の申込サイト、当社または旅行会社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト（<https://expy.jp/>）への掲示、会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信、会員情報として登録された住所への郵便物の送付、会員情報として登録された電話番号への電話連絡等の当社または旅行会社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項の通知が本サービスまたは旅行商品等の申込サイト、当社または旅行会社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト（<https://expy.jp/>）への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社または旅行会社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに会員情報として登録された住所に宛てた郵便物が当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前二項において、会員情報として登録された電子メールアドレスまたは住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社または旅行会社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 12 条（例外的扱い）

当社または旅行会社は、当社または旅行会社が特に必要と認めた場合、本特約と異なる扱いをすることができるものとします。

第 4 章 EX-IC カード

第 13 条（EX-IC カードの発行および効力）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、JQ CARD エクスプレス会員に対し、EX-IC カードを発行し、貸与します。
- ※ただし当社は、エクスプレス予約 HP 上で定める日以降に会員資格を有した会員については、EX-IC カードを貸与しません。このため、EX-IC カードを貸与されていない会員については本章に関する内容は適用しないものとします。

2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 当社は、別に定める場合を除き、JQ CARD エクスプレスの送付先住所として登録された住所に、EX-IC カードを送付します。
4. 会員は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含みます。）を使用、管理しなければなりません。
5. 会員は、EX 運送契約により当社指定路線に乗車する場合は、常に EX-IC カードおよび JQ CARD エクスプレスを携帯し、当社または他社係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、会員は、EX 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
6. EX-IC カードは、個人の会員名をカードの表面に記載した記名式カードであり、EX-IC カード表面に氏名が記載された会員本人以外は使用できません。
7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したか否かにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

第 14 条（EX-IC カードの有効期限および更新）

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。
3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

第 15 条（EX-IC カードの回収、返却）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または他社は、会員に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービスの提供を終了することがあります。
 - (1) 本特約に違反した場合。
 - (2) EX 会員規約第 2 条第 4 項の会員登録の取消を受けた場合。
 - (3) 当社が定める期間内において、一回も本サービスを利用していない場合。
 - (4) 会員が本人以外の第三者に EX-IC カードを使用させた場合。
 - (5) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合。
 - (6) 換金目的による EX 運送契約の締結等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。

(7) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。

(8) 会員が、当社への約定支払額の支払いを怠った場合。

(9) EX 運送契約の内容について、当社が別に定める「EX サービス取扱規則」または他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合。

(10) 当社または当社指定路線を運営する JR 他社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。

(11) 第 19 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消を受けた場合。

(12) 第 22 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより QR チケット発行の剥奪を受けた場合。

(13) その他、会員の EX-IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合。

2. 前項により会員が EX-IC カードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

4. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 16 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用)

1. 会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。

※ただしエクスプレス予約 HP 上で定める日以降に、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合の当社への連絡については、エクスプレス予約 HP 上で定める取扱いをするものとします。

2. 会員の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 13 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

(1) 会員の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。

(2) 会員の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。

(3) 本特約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。

(4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合。

(6) 前項の申し出の内容が虚偽である場合。

3. 当社は、第1項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」といいます。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第13条第7項の定めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

第17条 (EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。

2. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。

※ただし当社は、エクスプレス予約 HP 上で定める日以降については、再発行をしません。また当社は、エクスプレス予約 HP 上で定める日以降に、会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難等に遭った場合の当社への連絡については、エクスプレス予約 HP 上で定める取扱いをするものとします。

3. 前各項の EX-IC カードの再発行の際には、会員は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

4. 会員は、第2項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は会員の JQ CARD エクスプレスにより決済するものとします。

第5章 交通系 IC カード

第18条 (交通系 IC カード)

1. 会員または会員が締結した運送契約に基づき、乗車を求める会員以外のお客様（以下「利用者」といいます。）が、EX 運送契約により当社指定路線に乗車する場合に交通系 IC カードを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、会員は当社が別に定める方法により交通系 IC カードの登録または指定手続をするものとします（以下、会員が登録または指定手続を行い、予約に紐づいた交通系 IC カードを「指定交通系 IC カード」という。）。

※交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、本サービス等を利用できません。

2. 会員は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合、実際に乗車する会員または利用

者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。

3. 会員は、EX 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、交通系 IC カードを使用して入出場するときは、指定交通系 IC カードおよび決済用 JQ CARD エクスプレスを携帯するものとし、当社または他社の係員の求めにより会員は指定交通系 IC カードおよび決済用 JQ CARD エクスプレスを、利用者は指定交通系 IC カードを速やかに提示しなければなりません。この提示がない場合、会員または利用者は、EX 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

4. EX 運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は指定交通系 IC カードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。

5. 交通系 IC カードを申込サイト上で登録可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。

第 19 条（交通系 IC カードの登録取消）

1. 会員または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または他社は、事前に会員に通告することなく直ちに交通系 IC カードの登録または指定を取り消さないし本サービスの提供を終了することがあります。

(1)第 15 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合。

(2)記名式交通系 IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合。

(3)交通系 IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合。

(4)換金目的による EX 運送契約の締結等、交通系 IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。

(5)交通系 IC カードに記録された駅における入出場に係る情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。

(6)会員が複数の交通系 IC カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。

(7)会員が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合。

(8)第 22 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより QR チケットの剥奪を受けた場合

(9)その他、会員の交通系 IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合。

2. 前項により会員が交通系 IC カードの登録取消を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他交通系 IC カードに基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった後であっても、交通系 IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 20 条（交通系 IC カードの変更等）

1. 会員が、本サービス等に交通系 IC カードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に、新たな交通系 IC カードとして本サービス等を利用することができます。

2. EX 運送契約の締結または変更後、前項により、交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスの利用ができるものとします。

第 6 章 QR チケット

第 21 条（QR チケット）

1. 会員または会員が締結した運送約款に基づき、乗車を求める会員以外のお客さま（以下、「利用者」といいます。）が、包括旅行用 EX 運送契約により当社指定路線に乗車するために、QR チケットを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、会員は、当社が別に定める方法により QR チケットの発行を申し込むものとします。

2. 当社は、申込サイト上で表示することにより QR チケットを付与します。

3. 会員または利用者は、包括旅行用 EX 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、QR チケットで入出場するときは、常に QR チケットおよび入場時に発行された EX ご利用票（座席のご案内）（以下「ご利用票」という。）および会員は決済用 JQ CARD エクスプレスを携帯するものとし、当社または他社の係員の求めにより QR チケットおよびご利用票を速やかに提示しなければなりません。提示がない場合、会員または利用者は、EX 運送約款により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

※ただしエクスプレス予約 HP 上で定める日以降はご利用票の携帯および提示に関する内容は適用しないものとします。

第 22 条（QR チケットの剥奪）

1. 会員または会員が締結した運送約款に基づき、乗車を求める会員以外のお客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社は、事前に会員に通告することなく直ちに QR チケットの剥奪または本サービスの利用を停止することがあります。

（1）第 15 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合

（2）第 19 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消

を受けた場合

(3) QR チケットを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合

(4) 転売、換金等の目的による包括旅行用 EX 運送契約の締結等、QR チケットの利用状況が適当でないと当社が認めた場合

(5) QR チケットに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供した場合

(6) 会員が複数の QR チケットとして発行手続をし、当社がこれらを付与した場合で、他の QR チケットについて本項のいずれかの事由に該当した場合

(7) その他、会員の QR チケットの利用が適当でないと当社が認めた場合

2. 前項により会員が QR チケットの剥奪を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な包括旅行用 EX 運送契約に基づく権利は、無効となります。

第 7 章 その他

第 23 条（当社または旅行会社の免責事項）

当社または旅行会社は、IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

(1) 本サービス等の使用上の誤りにより会員または第三者が被った不利益。

(2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員または第三者が被った不利益。

(3) JQ CARD エクスプレス、エクスプレス予約サービス、EX-IC カードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員または第三者の被った不利益。

(4) 利用環境、乗車券購入の申込受付期間および受付時間の変更等により、会員または第三者が被った不利益。

(5) 当社が会員から第 16 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員または第三者の被った不利益。

(6) 交通系 IC カードのサービスメンテナンス、障害等や付与された QR チケットの状態のため、駅において入出場ができないことにより会員または第三者が被った不利益。

(7) 付帯サービスの内容の変更により会員または第三者が被った不利益

(8) その他やむを得ない事情がある場合における本サービス等の内容の変更により会員または第三者が被った不利益

本規約は 2026 年 8 月 25 日より施行します。